

近藤原子力委員長の海外出張報告

平成 17 年 10 月 25 日

1. 渡航目的

フランス共和国パリで開催された OECD/NEA の運営委員会に出席し、我が国の原子力政策に関して講演を行った。

2. 出張者及び日程

(1) 出張者 近藤委員長

(2) 日程 10 月 17 日 (月) 東京発 パリ着

18 日 (火) シャロン / サン・マルセル工場視察

19 日 (水) OECD/NEA 運営委員会にて講演。パリ発

20 日 (木) 東京着

3. 結果概要

(1) シャロン / サン・マルセル工場視察

フラマトム - ANP 社のシャロン / サン・マルセル工場を訪問し、Pascal VAN DORSSELAER 工場長より概要説明を受けるとともに、同氏の案内で同工場の視察を行った。

フラマトム - ANP 社は、アレバ企業グループにおける原子炉機器や燃料の製造やそれらのメンテナンスを担当している企業で、アレバ社が 67%、シーメンス社が 34% 出資している。シャロン / サン・マルセル工場は、同地の機械工業の歴史と重量構造物の輸送に便利なソーヌ川に隣接していることを生かして、同社の機械機器部門に属する工場の一つとして 1975 年に操業を開始した。敷地面積は 35 万 m²、うち工場スペースは 3.5 万 m²、従業員は 700 人、35% が技術者、35% が技能労働者である。

この工場は、同社の主力製品である 90 万 kW 級及び 140 万 kW 級 PWR の原子炉圧力容器、蒸気発生器、加圧器等を製造してきており、これまでに出荷した機器数は約 500 点に上る。現在は、交換用の原子炉容器上蓋や蒸気発生器、中国向けの加圧器の製造が中心である。これらの製造に必要な鍛造工程を日本製鋼などに依存しているところ、これがクリティカルパスになっていて、これらの納品までに 3 年から 4 年かかるようになっている。

現在の経営課題は、安全の確保、品質改善、効率向上努力を継続すること、将来の需要増に備えての工場の拡張を早期に完成すること、定年

で多くの従業員が退職していくので、毎年かなりの数の人を雇い入れる必要があるところ、オンジョブトレーニングで技術伝承を確実に行うとともに、知識管理にも力を入れていくこと、地域社会との良好な関係を維持していくことである。

なお、アレバグループはエネルギー分野で世界の需要にいかに対応するかを当面の経営課題としており、最近では、米国における EPR の販売体制の整備に努める一方、風力発電の分野にも進出を果たしたとのこと。

(2) OECD/NEA 運営委員会での講演

10月18日から19日にかけて、OECD/NEA 第111回運営委員会が開催され、近藤委員長は、19日のエネルギーセキュリティをテーマとする政策討論(Policy Debate)において、原子力政策大綱を踏まえてのわが国の原子力政策の考え方を紹介する講演を行った。なお、近藤委員長に続いて、John R. Brodman 氏(DOE)、Christian Waeterloos 氏(ESA)も講演した。最初に予定されていた「IEAとNEAワークショップでのエネルギーセキュリティに関する主要事項」と題する David W. Pearce 氏(ロンドン大)の講演は、同氏が9月に急逝されたために、Luis Echavarri 事務局長によるこのワークショップの概要の紹介に置き換えられた。

近藤委員長は、我が国の原子力発電、核燃料サイクル、放射性廃棄物処分など原子力エネルギーに係る研究、開発及び利用に係る今後の施策の基本的考え方を、策定会議における主要論点を紹介しつつ説明した。そして、原子力技術はエネルギー政策が直面する課題である供給安定性、環境保護、経済性の確保に貢献できるところが少なくないが、成熟期にある社会においてこれの利用を拡大していくためにはそれなりに解決しなければならない課題があること、この貢献を長期にわたって継続するために必要な技術革新には時間と費用がかかることから国際協力・共同活動を進めることが合理的であること、最近話題になっているマルチラテラルアプローチ(MNA)はこの観点からも合理性があり、わが国としてもその実現に向けてできるだけのことをしたいと考えている旨説明した。講演に対し、ドイツ、ベルギー、スウェーデン、フランスなどから、原子力政策大綱の位置づけ、核燃料サイクルの上流側の取組の考え方、原子力発電所の建設状況、原子力発電比率設定の意味合いや高速増殖炉研究開発の位置付けや進め方などについて質問が続いた。

John R. Brodman 氏(DOE)は「エネルギー供給のセキュリティに関する米国の展望」と題して、昨今の石油、天然ガスの市況の背景分析を述べ、

当分の間は資源不足ではなく、供給者が、供給先の分散とスイッチ能力を確保しつつ、資源に自由にアクセスすることができることでグローバルな供給安定性は担保されるとして、これを妨げている国内外の開発規制、アクセス障壁の存在を指摘し、最近成立したエネルギー法はこの問題の解決に多くの手当てを考えているものとした。また、最近のハリケーンがメキシコ湾の海底油田、ガス田の生産能力に影響を与えたことも、供給源分散を可能にすることの重要性を示すものとした。関連して、米国委員から、最近成立したエネルギー法における原子力関連の新しい取組を環境とセキュリティの観点からの取組として紹介した。

Christian Waeterloos 氏 (ESA) は「ユーラトム供給機構 (ESA) の取組と戦略」と題して、ESA の設立の背景や任務、原子力関連物資の安定供給、供給元の一極集中排除、域内原子力産業の維持などの方針の下、今後の取組事項などについて説明した。これに対して、ロシアの使用済燃料引取り保証とセットされた供給申し出に対する評価に関して質問がなされ、受け入れに否定的な返答がなされた。

総括討論では、1) セキュリティの確保は公益でもあるが、また私益、つまり供給者の信頼性の問題でもあるから、セキュリティ確保における官民の役割分担について検討する必要がある。2) この役割分担はめざすべき自給率の大きさ、これを回復するためにそれぞれのセクターが投じ得る資源の大小も関係している。3) その効果的な手段の一つである原子力における国の役割が国ごとに異なるのもこの所以か。NEA はこのことについて報告をまとめたところであるが、今回の議論を踏まえてなお検討されるべき課題である、とされた。

以上